

令和 4 年度特別支援教育の推進に関する関係課長等連絡会議
事前質問

1. 通級による指導と特別支援学級の適切な運用について

- (1) 令和 4 年 4 月 27 日付 4 文科初第 375 号の取扱いについて
- (2) 通常の学級における交流及び共同学習の時間が 8 時間以上半数未満の児童生徒について、通級による指導では十分指導できない場合の指導については、どのように対応したらよいか。

2. 障害者権利条約関係について

- (3) 障害者権利条約の所見を受けての今後の見通しについて
- (4) 触れられると思うのですが、先般の国連の勧告について、内容の説明や、今後の方向性などについて教えていただきたいです。

3. 教師の専門性向上について

- (5) 特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）に関して、取組み事例があれば情報共有をしていただきたいです。
- (6) 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」にある、「採用後 10 年以内に特別支援教育を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること」について、特別支援学校や特別支援学級の担任での経験のほかに、特別支援教育を経験としたとみなすことができる内容はどのようなものがありますか？ 報告に記載の「特別支援学級において年間を通じて責任をもって特定の教科の授業を担当させること」以外の具体的な事例を御教示ください。
- (7) 「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」においては、全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応を行うための方策として、全ての新規採用教員がおおむね 10 年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指すといった方策が示されていたが、文部科学省としては、この方策について具体的にどのようなスケジュールや支援策により実施するのか、または、その他の方策について実施するのか等、具体的な見通しについて教示いただきたい。
- (8) 特別支援教育のニーズの高まりにより、特別支援学校教諭免許状の保有率向上に取り組んでいるところである。本県では教職課程を有する大学がないため、他県の大学に指導を依頼し、開設している状況である。特別支援教育総合研究所で行っている免許法認定通信教育について、視覚、聴覚以外の講座の開設をお願いしたいが、その可能性について教えていただきたい。

4. 予算・地財関係

- (9) 令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたことを受け、今後、「医療的ケア児の通学支援事業」等事業の実施に係る財政措置拡充等の見通しについて教えていただきたい。
- (10) 市町村における小中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加する中、支援員配置の増加等に係る財政措置拡充等の見通しについて教えていただきたい。
- (11) 令和4年8月31日付事務連絡「特別支援教育就学奨励費の令和5年度概算要求について」で連絡があった、就学前支給の補助対象の追加および高等学校に在籍する障害のある生徒への補助の新設について、詳細を教えていただきたい。

5. 発達障害児への支援関係

- (12) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の今後のスケジュールについて
- (13) 通常の学級に在籍する発達障がい認められる児童生徒の対応について

6. 施設整備関係

- (14) 特別支援学校設置基準について、既存施設の適合に向けた財政措置の見通しや、教室不足解消のための国庫補助の算定割合引き上げの延長等の有無について教えていただきたい。
- (15) 小、中、高等学校の空き教室等を利用し、特別支援学校の「分教室」として活用している他県の取組事例を知りたい。

7. その他

- (16) 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(報告)」において、国語、算数・数学、音楽以外の教科について著作教科書(知的障害者用)の作成の必要性が報告されているが、進捗や予定を教えていただきたい。
- (17) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行を受けて、何か計画されていることはありますか。
- (18) 特別支援学級の増加について
- (19) 高等学校に特別支援学級、もしくは特別な支援を必要とする生徒のための「職業科」(仮称)を設置している事例はあるか。また、あればどのような運用をしているか。